

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 食品安全・消費生活課	峰松 美津子
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
事業群名	⑤ 消費者教育の推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	2,806

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テュンジ&チャレンジ2025 本文) 「消費者市民社会」の実現を目指し、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて消費者教育を受ける機会を得ることができるよう、関係機関と連携して啓発や講座を開催するなど消費者教育を総合的に推進します。		(取組項目) i) 消費生活学習会等への講師の派遣 ii) 県立高校等における授業支援 iii) 関係機関と連携した消費者教育の推進							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 契約の考え方や最新の消費者トラブル事例と対処法などを学ぶ消費者講座を地域において開催することにより、自立した消費者を育成することができると考えられることから、消費者講座受講者数を目標としている。 令和2年度は引き続き学校や地域などへの呼びかけを強化したものの、コロナ禍により前年度に比べ講座開催回数は大幅減となった。 講座以外については、テレビ、新聞、ラジオ、ホームページ、ツイッター、メールなどの広報媒体を活用した啓発・消費者教育にも取り組んだ。
	県・市町消費者講座受講者数	目標値①	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上	31,000人以上 (R7)	
	実績値②	25,921人(H28~R元年度平均)							
		達成率②/①						—	

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和2年度事業の成果等
				R元実績	R2実績	R3計画		うち一般財源	人件費(参考)	主な指標	R元目標	
取組項目 iii	○	1	消費者教育・啓発事業費	1,198	1,198	9,545	各種消費者講座や研修会等の講師として啓発活動・消費者教育を行うなど、消費者の自立支援に努めた。	【活動指標】 消費者講座開催数(回)	200		304	152%
				1,056	1,056	9,389			200	267	133%	
				1,631	1,631	9,424			200			
				消費者教育推進法第5条、第11~第13条								
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者(県民)	【成果指標】 講座満足度(%)	85.0	91.1	107%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者(県民)		85.0	95.1	111%	
取組項目 ii	○	2	消費者行政活性化事業費(学校での消費者教育強化事業分)	4,242	0	0	学校での実践的な消費者教育を実施するため、「若年者への消費者教育に関するアクションプログラム」に基づき、県立高等学校及び中学校での授業支援実施や消費者教育教材の活用等を進める。	【活動指標】 授業支援実施高校数(校)				—
				消費者教育推進法第11条								
			(R3新規)R3-									
			食品安全・消費生活課	○	—	—	中・高校生	【成果指標】 ヤング講座におけるアンケート調査(消費者市民社会への理解度)(%)	90			

取組項目 iii	○	3	金融広報生活設計推進費	1,750	0	2,386	長崎県金融広報委員会の一員として、市町・関係団体等と連携し、自立・自助を目指した合理的な生活設計の勧めや子どもたちに健全な金銭感覚や賢い消費者としての基礎能力を身につけさせる金融教育の普及に努めた。	【活動指標】	4	5	125%	●事業の成果 ・県警・業界団体との共同キャンペーンを実施。チラシ500枚や啓発物資を配布し注意喚起につなげた。新型コロナウイルス感染症の影響で1度しか開催できずチラシ等配布枚数も大幅に下がった。
				1,750	0	2,347		街頭キャンペーン実施回数	4	1	25%	
				1,750	0	2,356		【成果指標】	3,000	3,000	100%	
			消費者教育推進法5条、11～13条					キャンペーンでのチラシ等配付数(枚)	3,000	500	16%	
			食品安全・消費生活課	○	—	—	消費者(県民)		3,000			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	消費生活学習会等への講師の派遣	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講対象者に応じてテーマ・内容を設定した消費生活支援講座を開催(令和2年度は40回開催、2,479人の参加者) ・講座の種類ごとの内訳は、ヤング講座:29回2,136人、シニア講座:3回89人、高齢者等見守り講座:0回、消費生活学習会:3回161人、消費者講座くらしの安全:5回93人 ・DVDで具体的な消費者トラブル事例を多く紹介するなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めている。 ・消費者トラブルは日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、より効果的な消費者教育に取り組む必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>市町、学校、民間などの多様な主体との連携を進めていくとともに、これまでの形にとらわれないより効果的な講座のあり方について検討する。</p>
ii	県立高校等における授業支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業支援については県立高校を中心に227回実施し、12,045人が受講した。 ・パワーポイントでの教材を作成し、消費者市民社会、18歳成年年齢引き下げ、具体的な消費者トラブル事例、SDGsなど、教材等を工夫し、分かりやすい講座の実施に努めた。 ・インターネットの普及等により消費者トラブルは日々、複雑・多様化、悪質・巧妙化しており、より効果的な消費者教育に取り組む必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>教育委員会、学校、市町等との連携をさらに進める。</p>
iii	関係機関と連携した消費者教育の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融セミナー等消費者教育・啓発事業を行う市町に対し補助。 令和2年度:長崎市、南島原市 ・弁護士会の協力を得て多重債務問題に関する講座の実施(1回) ・金融教育は消費者教育の一部であるが、社会に出る前の若年層に対して消費者トラブルの未然防止、多重債務に陥らないためにも欠かせないテーマである。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>弁護士、司法書士等専門家と連携して消費者教育(金融教育)を継続して実施する。</p>

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容	令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 iii	○	1	消費者教育・啓発事業費	—	②⑤	消費者講座や各種啓発活動を継続して実施するとともに、新しい生活様式に対応した消費者教育・啓発に取り組む。	改善
			—				
			食品安全・消費生活課				

取組項目 ii	○	2	消費者行政活性化事業費(学校での消費者教育強化事業分)	R3新規	①③	市町が実施する消費者教育について、引き続き支援する。	改善
			(R3新規)R3-				
			食品安全・消費生活課				
取組項目 iii	○	3	金融広報生活設計推進費	—	⑥	本事業は金融広報中央委員会からの助成金を財源としており、長崎県金融広報委員会の一員として市町や関係機関と連携しつつ、効果的な消費者教育を引き続き進めていく。	現状維持
			—				
			食品安全・消費生活課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点